

整理番号	/
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年4月1日	支出額	5,250円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(4月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領 収 書 四番館 1304 号室 202004170006940004130400484
 2020年4月1日
 蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
 印紙税法
 第5条1項
 (別表1.17
 -2による)

但し 駐車場使用料 2020年4月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
 無効と致します

V-CITY草加管理組合
 (管理事務所)
 株式会社 長谷工コーポレーション
 東京都港区芝2丁目6番1号
 長谷工コーポレーション
 組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-300号区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

第2条（契約車輛）
乙が駐車する車輛は次のとおりとする。

一 所有者	蒲生 徳明
二 車名（愛称）	サン
三 年式	16年
四 自動車登録番号	168
五 総排気量	0.65L
六 外寸全長	339 mm
七 車幅	1.080 m
八 重量	1.080 kg
九 全高	1.62 m

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）
乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（盗傷、賠償等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転賃、無償貸与ならびに担保提供の権利を設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車輛の駐車中もしくは入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場に甲に引継ぎをしなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合）
ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）
ヤ-300号区分所有者 蒲生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

1 登録車輛

- 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
- 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
- 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
- 四 自転車、バイク類として使用しないこと

2 場内での運転マナー

- 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 二 歩行者優先および徐行を徹底すること
- 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
- 四 駐車禁止、駐車防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転や空ぶかし、蓄留の使用を避けること
- 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 一 使用時間は終日とする
- 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
- 三 場内は禁煙とする
- 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
- 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと

4 事故等の処置

- 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 二 他車輛等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項）

1 機械操作

- 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
- 二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載容量を超えないものとする
- 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
- 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
- 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
- 六 装置の作動中は、危険なもので装置内に入らないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 二 急停止、急発進はしないこと
- 三 使用上の注意
 - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、ハレットを常時下げておくこと
 - 三 集中雨降、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等に起因する車輛等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること

4 機械式駐車場操作キー

- 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用し使用者でなくなつたときは直ちに返還すること
- 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 2-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年4月30日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所家賃(5月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年4月30日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(5月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	02-04-30	08:52	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		IC認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(仮)
円	千	円	円
お振込明細書はご案内		電信	
お受取人	登録番号 0001		
ご依頼人	コウメイトウケンキ"タ"ソ"ウ"ノ"マリユキ様		
電話番号	048-265-5780		
取扱番号	400002		

※ 領
※ 領

こと。

- ※ 領収書等には、①年
うな記載)、④発行者、
- ※ 按分した場合は、積

ご支出されたか分かるよ
余白に補記すること。

店舗・テナント

賃貸借契約書

賃貸人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MKビル			(2階 2F 号室)
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2			
構造	RC造	造	地下 0 階 地上 3 階建	
面積	2階	79.14㎡	(一坪)	
	1階	二坪	(一坪)	
	1階	二坪	(一坪)	
合計		79.14	㎡	(一坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	円	敷金	100,000円
月額賃料	円	円	礼金	100,000円
管理料	円	円	その他	円
合計額	100,000円	円	償却	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(警・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的

事務所

(6) 管理会社

管理者	住所	TEL
	氏名	

(7) 特約事項

原契約条項遵守の事。
 1. 退去時、車庫の鍵は賃貸借人の負担とする。退去時、車の運搬は賃貸借人の負担にて行われること。
 2. (1)～(6)にて変更した事項は本契約条件と同一とする。
 3. 契約期間の変更にあたり、乙は更新料として、新築費の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

◎甲、乙及び丙は、本契約の締結を執照の上合意に基づき本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名捺印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。
 ◎お部屋探しにおいて、ご提出頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為に、ご利用させて頂いております。
 ◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合があることを予めご了承ください。

契約年月日		2018年 5月 10日	
(甲) 賃貸人 (記名押印)	住所	[REDACTED]	[REDACTED]
(乙) 賃借人 (自署押印)	氏名	〒330-9301	
	現住所	さいたま市浦和区高砂3-15-1	年月 日生
	フリガナ	坂本 裕太	埼玉県 浦和 48-822-9606
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	氏名	川口市本前川2-21-10	
	現住所	〒333-0849	TEL 048-265-5780
	フリガナ	坂本 裕太	続柄 ()
	氏名	川口 正行	昭和28年1月29日生
	勤務先 名称/住所		
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	住所	[REDACTED]	
	フリガナ	[REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]	
	勤務先 名称/住所		

媒介業者	埼玉県川口市本町4丁目4番1号
免許番号	国土交通大臣(4)第6346号
本社	埼玉県川口市本町4丁目4番1号
代表取締役	山田 茂樹
担当店	埼玉県浦和市塚越1丁目1-8みくにビル1F
TEL	048-432-1932
FAX	048-430-
店長	三浦 一将
宅地建物取引士	[REDACTED]
登録番号	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]

整理番号	3-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和2年4月30日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(5月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年4月30日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(5月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	02-04-30	08:53
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人	[Redacted]
登録番号	0002
コウメイトウケンキターソウオノマサユキ様	

ご依頼人	電話番号 048-265-5780	印紙税申告納 付手続補和 税務署承認済
	取扱番号 400003	

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書は重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足り
 (別紙には整理番号(枝番))

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(国土厚防NO.54)

3-2

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 名 義 () 内 第 号
賃 料 毎ヶ月 金 七 萬 八 千 円 也

金 金 ———— 円 也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借借の期間は令和二年一月一日より令和二年十一月末日迄向う拾拾ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさないこと。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を貳通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する

令和元年十二月二十日

貸主(甲) 住所
氏名



借主(乙) 住所
氏名

川口市南前川二、六、十五
塩野正行



仲介人 住所
氏名

印

取引主任者 住所
氏名
登録番号

印

整理番号 1-1

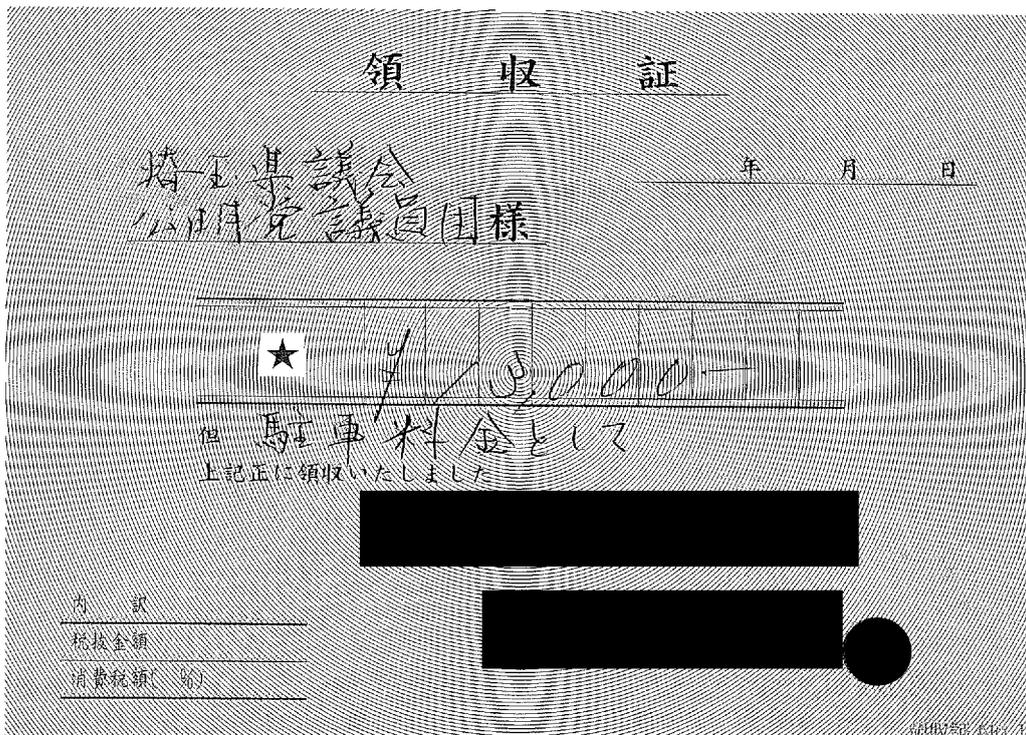
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年5月1日	支出額	6,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(5月分、6月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年5月1日
- ③政務活動専用車両駐車場代として(5月分、6月分)
- ⑤石渡 豊



※ 領
うな
※ 按

いるよ
:)。

1-2

駐車場使用契約書

貸主・ (以下「甲」という。)と借主・石渡豊 (以下「乙」という。)は、頭書(1)に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

頭書(2) 契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

頭書(3) 賃料 (駐車場使用料)

賃 料：月額6,500円 (消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。)

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名

乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊



整理番号	
------	--

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年5月1日	支出額	5,250円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(5月分) (按分計算式 $10,500円 \times 1/2 = 5,250円$)		
領収書等貼付欄			

領収書

四番館

1304 号室

202005180006940004130400247

2020年5月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料

2020年5月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合
(管理代印)
株式会社 長谷工コ
東京都港区芝2丁目6番地
長谷工之七ビル
組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とゾー1304号室 区分所有者 菅生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	[Redacted]		
第2条（契約車輛）	乙が駐車する車輛は次のとおりとする。		
一 所有者	菅生 徳明		
二 車名（愛称）	[Redacted]		
三 年式	16年		
四 自動車登録番号	[Redacted]		
五 総排気量	0.66	l	mm
六 外寸全長	339	mm	全幅 162 mm
七 車輛重量	1080	kg	

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）
乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条（使用料）
使用料は、月額1,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（紛争の解決）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利を設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車輛の駐車中もしくは入出庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合）
ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）
ゾー1304号室 菅生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 登録車輛
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
 - 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク置場として使用しないこと
 - 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および歩行を優先すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 積荷係念、緊急防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転や空ふかし、警笛の使用を避けること
 - 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は終日とする
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
 - 三 場内は禁煙とする
 - 四 除草・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車輛には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
 - 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
- 【禁煙は駐車場を使用する際の追加遵守事項】
- 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車輛の大きさおよび重量は、設置の積載限度を超えないものとする
 - 三 設置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 設置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 五 設置の操作は、設置内に人がいないことおよび設置閉鎖が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 設置の作動中は、危険な状態で設置内に入らないこと
 - 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 車輛が設置と接触したときおよび設置に異常を感じたときは、直ちに管理組合に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中乗雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による損害等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
 - 4 機械式駐車機操作キー
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車機操作キーを自己責任で管理し使用せずなくなくなったときは直ちに返還すること
 - 二 機械式駐車機操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 3-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年5月7日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(5月分) (按分計算式 5,000円 × 1/2 = 2,500円)		
領収書等貼付欄			

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・遠信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 年 月 日 振込日 年 月 日

お振込方法 現金 電信文書

▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。 廣済 信連 銀行 信金 信組 協同

▼店舗名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。 店(所)

お振込先

貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ)

口座番号

金額 ¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一

金額 円

手数料(税込) 円

手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要

フリガナ おなまえ

フリガナ おなまえ

様へ

フリガナ おなまえ

フリガナ おなまえ

お電話 必ずご記入ください。

おところ 〒350-0015 川越市今泉88-14

深谷 顕史 様から

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納付につき川越 税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類									
未決済小切手	枚								
貯金振替									

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 29 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 | 1-1 |

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和2年5月26日	支出額	50,220円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃(6月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年5月26日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(6月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

※ 領収書は重ねて貼付
※ 領収書を貼付する際は
(別紙には)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████	██████ * * * *
取扱店	お取引日	時刻
36603	02-05-26	16:51
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印 認 証
円 円 円 円		電 信

お振込明細またはご案内
お受取人
登録番号 0001
ご依頼人
ココメイトウケソキ"タ"ソ ソノノ・マサユキ様

電話番号 048-265-5780
取扱番号 500007
*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、①年月日、②金額(正確な記載)、④発行者、⑤宛名が
※ 按分した場合は、積算方法を併記すること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額(正確な記載)、④発行者、⑤宛名が
※ 按分した場合は、積算方法を併記すること。

12

店舗・テナント

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
貸借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MKビル		
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	RC造	造	地下 0 階 地上 3 階建
面積	2階	79.14㎡	(一坪)
	1階	一 ㎡	(一坪)
	0階	一 ㎡	(一坪)
合計	79.14	㎡	(一坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	円	敷金	100,000円
月額賃借料	円	円	礼金	100,000円
	円	円		円
	円	円		円
	円	円		円
	円	円		円
	円	円		円
合計額	100,000円		償却	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所

(6) 管理会社

管理者	住所	TEL
	氏名	

(7) 特約事項

原契約条項準拠の事。

- 1、建売時のホームページに「本物件は賃借人の申し渡した敷金に代わり、敷金として返却されること。」
- 1、(1)～(5)にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。
- 1、契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新家賃の1ヶ月分を前払金として支払うこと。以下余白

契約年月日 2018年 5月 10日

⑥甲、乙及び丙は、本契約の目的を執続理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書の通名を作成し各署名押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。

⑦お部屋探しにおいて、提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為、ご利用させて頂いたこととさせていただきます。

⑧賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービス紹介の為に第三者に通知する場合があります。

住所	〒	年月日
氏名		
現住所	〒330-9301	
	さいたま市浦和区高砂3-15-1	
フリガナ	高砂三丁目三丁目	
氏名	塩野正行	
現住所	〒333-0849	
	川口市本町2-21-10	
フリガナ	本町二丁目	
氏名	塩野正行	
勤務先名称/住所		
現住所	〒	
フリガナ		
氏名		
勤務先名称/住所		

TEL 048-265-5780

TEL 048-432-1932

TEL 048-430-1932

FAX 048-430-1932

店長 三浦 一将

宅地建物取引士

登録番号

氏名

山田 衣樹

株式会社ニニ

代表取締役

媒介業者 国土交通大臣(4)第6346号

免許番号 埼玉県川口市本町4丁目4番4号

本社 埼玉県川口市本町4丁目4番4号

支店 埼玉県川口市本町1丁目1-8みくにビル1F

TEL 048-432-1932

FAX 048-430-1932

店長 三浦 一将

宅地建物取引士

登録番号

氏名

整理番号	2-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年5月26日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(6月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

①令和2年5月26日
 ②13,000円 振り込み手数料440円
 ③駐車場代(6月分)、振り込み手数料
 ⑤塩野 正行

※ 領収書は重ねて貼付しない
 ※ 領収書を貼るスペースが足
 (別紙には整理番号(枝番

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			***
取扱店	お取引日	時刻	
36603	02-05-26	16:52	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥13,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		(印) 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0002

ご依頼人 コウメイトウケツキタツ ソノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 500008

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を貼付しない場合は*印で消しておきます。 →

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

15

(馬車場No.34)

2-2 塩野 正行

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 名称 () 内第 号

賃料 言ヶ月 金 五 萬 圓 也

金 金 ———— 円 也 (無利息の約定)

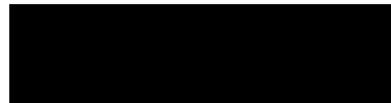
右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借の期間は令和二年一月一日より令和二年十一月末日迄、言ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
 - 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一言ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も致せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
 - 第三条 乙は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
 - 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
 - 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
 - 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の積込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
 - 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
 - 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
 - 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
 - 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、言ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各喜通を所持する

令和元年十二月二十日

貸主(甲) 住所



氏名

借主(乙) 住所

川口市南前川二、六、十五



氏名

塩野正行

仲介人 住所

氏名

印

氏名

取引主任者

氏名

印

登録番号

整理番号	
------	--

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年6月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(6月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)
----	---

領収書等貼付欄

領 収 書

四番館
1304 号室

202006180006940004130400239

2020年6月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書 印紙税法 第5条1項 (別表1.17 -2による)

但し 駐車場使用料 2020年6月分

上記の金額、正に領収いたしました

V-CITY草加管理組合

(管理印) 株式会社 長谷工
 東京都港区芝2丁目1番1号
 長谷工務店
 組合会計1部 03-3457-1514

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とナンバー304号車 区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）

乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
 駐車区画 No. [redacted]

第2条（契約車輛）

乙が駐車する車輛は次のとおりとする。

一 所有者	[redacted]		
二 車名（愛称）	ナンバー 16号		
三 年式	[redacted]		
四 自動車登録番号	[redacted]		
五 総排気量	0.67L	l	
六 外寸全長	339	mm	全幅 147 mm 全高 162 mm
七 車幅重量	1.020	Kg	

第3条（使用目的）

乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）

乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に掲げる車輛を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、中止させることができる。

第5条（契約期間）

契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとし、更新する旨を前記の欄に記載する。

第6条（使用料）

使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（盗難、賠償等の弁済）

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）

契約車輛の駐車中もしくは入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）

乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の引渡し義務）

契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車券を甲に引渡さなければならない。

第12条（契約の解除）

乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対して何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

[redacted]

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
 理事長 柴本

乙（区分所有者）

氏名 蒲生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 登録車輛
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
 - 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時放置であっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク置場として使用しないこと
- 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および徐行を徹底すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 換気扇全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、蓄音の使用を避けること
 - 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
- 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は終日とする
 - 二 駐車は本マンションの規約等のために従いバックまたは直進にて行うこと
 - 三 場内は禁煙とする
 - 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車輛には必ず座席、貴重品は車内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 4 事故等の処理
 - 一 駐車中の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項）

 - 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車輛の大きさおよび重量は、設置の積載限度を超えないものとする
 - 三 設置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 五 設置の操作は、装置内に人がいないことおよび設置間隔が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
 - 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等のために従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ庫止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による駐車場の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
 - 4 機械式駐車場操作キー
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用せずなくなくなったときは直ちに返還すること
 - 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

4-2

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月10日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満2年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 3-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年6月26日	支出額	50,220円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃(7月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年6月26日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(7月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
36601	02-06-26	15:22	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		IC認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

※ 領収書
※ 領収書
(別紙)

と。

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

登録番号 0001

コメントウケンキ タン ソノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 500001

印紙税申告納付につき浦和
支店承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

※ 領収書等には、①年月日、
うな記載)、④発行者、⑤宛
※ 按分した場合は、積算方法

出されたか分かるよ
に補記すること。

店舗・テナント 賃貸借契約書

賃貸人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	RCビル	(2階 2F号室)	(駐車場No. ー)
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	RC造	造	地下 0階 地上 3階建
面積	2階	79.14㎡	(一坪)
	1階	ー	(一坪)
	合計	79.14	㎡ (一坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	敷金	100,000円
礼金	100,000円	礼金	100,000円
その他	ー	その他	ー
合計額	100,000円	償却	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所

(6) 管理会社

管理者	住所	TEL
	氏名	

(7) 特約事項

原契約の特約事項遵守の事。

1. 退去時のクリーニング・メンテナンスは借主の負担とする。退去時、裏的造作は元の個人負担にて取戻すこと。
1. (1) (5) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。
1. 契約期間の変更にあたり、乙は更新料として、新築費の1ヶ月分を借主が負担すること。以下余白

◎甲、乙及び丙は、本契約の生損益を執事管理の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書の通を作成し各自署名捺印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。

◎お前呈送したお印、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為、ご利用させて頂いたさせていただきます。

◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことをご了承下さい。

契約年月日		2018年 5月 10日	
(甲) 賃貸人 (記名押印)	住所	氏名	
(乙) 賃借人 (自署押印)	現住所	〒330-9301	埼玉県川口市南前川3-15-1
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	フリガナ	植野 正行	埼玉県川口市南前川2-21-10
	氏名	植野 正行	TEL 048-265-5780
	勤務先	名称/住所	継続 ()
	現住所	フリガナ	継続 ()
	フリガナ	氏名	継続 ()
	勤務先	名称/住所	継続 ()

媒介業者 国土交通大臣(4)第6346号

免許番号 埼玉県川口市本町4丁目

本社 埼玉県川口市本町4丁目

代表取締役 山田 長樹

株式会社 ニニ

担当店 埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F

TEL: 048-432-1932

FAX: 048-430-

店長 三浦 一将

老建物取引士

登録番号

氏名

整理番号	4-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年6月26日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(7月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年6月26日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(7月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙には整理番号(枝番)を)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
36601	02-06-26	15:22	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥13,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (他) (認証)			
円		円	

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0002

ご依頼人 コウメイトウケンキ"タン シオノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 600001

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(馬車場NO.34)

植野 正行 4-2

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 老台 名称 () 内第 号
賃料 毎月金 五万円 円也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は 令和二年一月一日より 令和二年十一月末日迄 向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金 ———— 金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさないこと。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同業者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各意通を所持する

令和元年十二月二十日

貸主(甲)	住所		
	氏名		
借主(乙)	住所	川口市南前川二、六、十五	
	氏名	植野 正行	
仲介人	住所		印
	氏名		
	氏名		
取引主任者			印
	登録番号		

整理番号 | 1-1 |

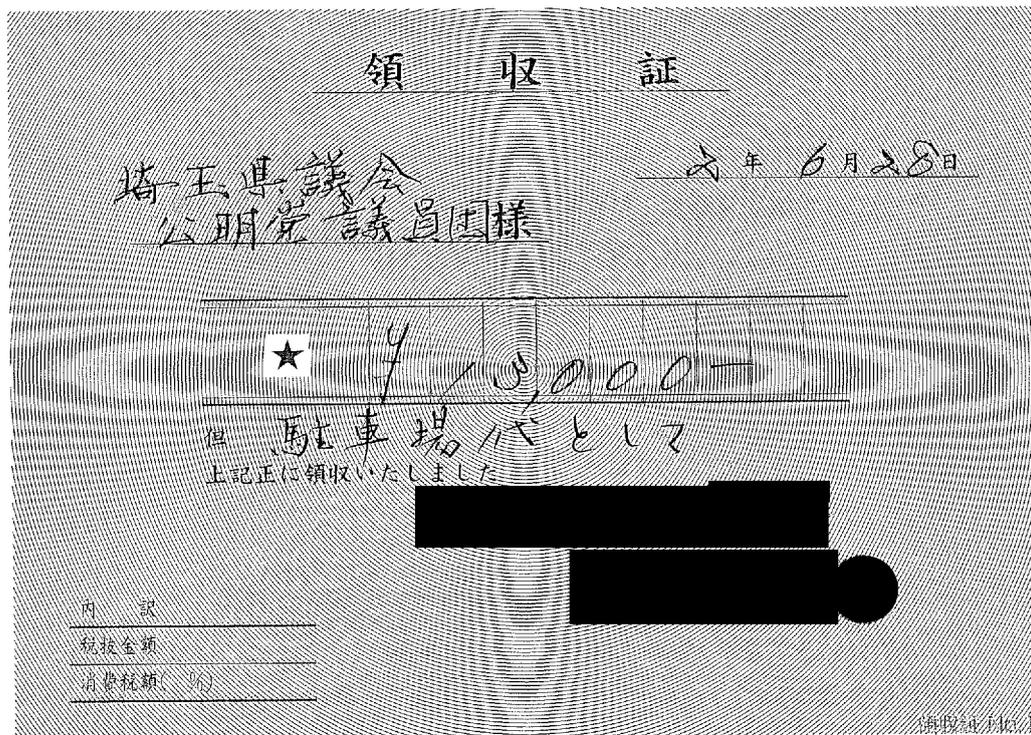
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年6月28日	支出額	6,500円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(7月分、8月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年6月28日
- ③政務活動専用車両駐車場代として(7月分、8月分)
- ⑤石渡 豊



※ 領収書に貼付する場合は、領収書の裏面に記載の事項を必ず記入すること。

※ 按分計算の場合は、按分率を裏面に記入すること。

るよ
)

石渡 豊

1-2

駐車場使用契約書

貸主・ (以下「甲」という。)と借主・石渡豊 (以下「乙」という。)は、頭書(1)に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

頭書(2) 契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

頭書(3) 賃料 (駐車場使用料)

賃 料：月額6,500円 (消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。)

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名

乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊



整理番号	/
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年7月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(7月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		

領収書等貼付欄

領 収 書 四番館 1304 号室 202007170006940004130400233
2020年7月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
 印紙税法
 第5条1項
 (別表1.17
 -2による)

但し 駐車場使用料 2020年7月分

上記の金額、正に領収いたしました。

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合
 (管理代行)
 株式会社 長谷工コ
 東京都港区芝2丁目6番
 長谷工コビル
 組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-304号室区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	[Redacted]		
第2条（契約車輛）	乙が駐車する車輛は次のとおりとする。		
一 所有者	蒲生 徳明		
二 車名（愛称）	[Redacted]		
三 年式	16年		
四 自動車登録番号	06511		
五 総排気量	mm	全長	mm
六 外寸	339	mm	全高
七 車輛重量	1080	kg	

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）
乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（盗難、転売等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転売、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車輛の駐車中もしくは入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に申しなければならぬ。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場に引取り渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および規則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日
甲（管理組合） ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙（区分所有者） ヤ-304号室 氏名 蒲生 徳明

- (駐車場使用にあたっての遵守事項)
- 1 駐車規則
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
 - 二 登録されている車輛の變更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク置場として使用しないこと
 - 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および徐行を徹底すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 車体故障、警告防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
 - 五 深夜、早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は終日とする
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
 - 三 場内は禁煙とする
 - 四 充電車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車輛には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
 - 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

- (縦横式駐車場を使用する際の追加遵守事項)
- 1 横は操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
 - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗濯等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に入らないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
 - 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入れ車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中豪雨、警音その他、天災地変等不可抗力による駐車場の浸水等による駐車場の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること
 - 4 横は式駐車場操作手
 - 一 管理組合から貸与された横は式駐車場操作手キーを自己責任で管理し使用手なくなくなったときは直ちに返還すること
 - 二 横は式駐車場操作手キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 7-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年7月2日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(7月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			

振込金受取書(兼手数料受取書)

- ・振込元金融機関へは、お受取人名のほか貯金項目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 02年07月02日 振込指定日: 年 月 日

お振込方法 電信 文書

▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協

▼店名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。 店(所)

お振込先

貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ) 口座番号

金額 ¥記号 十 億 千 万 百 十 万 万 千 百 十 一

金額 不要 0,000,000 ¥5,000 円

手数料(税込) 円

手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要

フリガナ おなまえ 様へ

フリガナ おなまえ 様へ

フリガナ 様から

お電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

〒350-0015 川越市今泉88-14

いつもJANクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納付につき川越税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当業者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 | 1-1 |

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年7月27日	支出額	50,220円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(8月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年7月27日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(8月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
36605	02-07-27	12:24
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬 C 認証
		電 信

お振込明細またはご案内

お取引人
様
登録番号 0001
ご依頼人
コウメイトウケンキ タツ シオノ マサキ様
電話番号 048-265-5780
取扱番号 300058

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書は
※ 領収書を
(別紙に)

と。

※ 領収書等には、①年月日、(うな記載)、④発行者、⑤宛名が
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

支出されたか分かるよ
白に補記すること)。

店舗テナント 賃貸借契約書

貸 賃 人	以下甲という
賃 借 人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名 称	MKビル (2 階 2F 号室) (駐車場No. 一)
所在地	埼玉県川口市南前川 2 丁目 22-2
構造	RC 造
造	地下 0 階 地上 3 階建
面積	2 階 79.14 ㎡ (一 坪) 1 階 二 ㎡ (一 坪) 1 階 二 ㎡ (一 坪)
合計	79.14 ㎡ (一 坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000 円	100,000 円	無
礼金	円	100,000 円	円
仲介手数料	円	円	円
その他	円	円	円
合計額	100,000 円	100,000 円	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年 05月 10日 より 2021年 05月 09日 までの 3 年間

(5) 使用目的

事務所

(6) 管理会社

管理者	住所	TEL
	貸主と同じ	

(7) 特約事項

- 1. 退去時、室内清掃はテナント負担にて原状回復すること。
- 1. (1) ~ (5) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。
- 1. 契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新築費の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

◎甲、乙及び丙は、本契約の条項を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書の通を作成し各自署名捺印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。

◎お部屋探しにおいて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為にご利用させていただきます。

◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービス紹介の為に第三者に通知する場合がありますことを予めご了承ください。

契約年月日

2018年 5月 10日

(甲) 賃 賃 人 (記名押印)	住所	〒 []
	氏名	[]
(乙) 賃 借 人 (自署押印)	現住所	〒 330-9301 埼玉県浦和区高砂 3-15-1
	フリガナ	塩野 正行
	氏名	埼玉県議会 公明党議員 塩野 正行
(丙) 連 帯 保 証 人 (自署押印)	現住所	〒 333-0849 川口市南前川 2-21-10
	フリガナ	塩野 正行
	氏名	埼玉県議会 公明党議員 塩野 正行
	勤務先 名称/住所	TEL 048-265-5780 []
(丙) 連 帯 保 証 人 (自署押印)	現住所	〒 []
	フリガナ	[]
	氏名	[]
	勤務先 名称/住所	[]

媒介業者

免許番号 国土交通大臣(4)第6346号

本社 埼玉県川口市本町 4 丁目 44-1

代表取締役 山田 茂樹



担当店

埼玉県蕨市塚越 1 丁目 1-8 みにビル 1F

TEL: 048-432-1932

店長 三浦 一将

宅地建物取引士

登録番号 []

氏名 []

蕨店

埼玉県蕨市塚越 1 丁目 1-8 みにビル 1F

TEL: 048-432-1932

店長 三浦 一将

宅地建物取引士

登録番号 []

氏名 []

整理番号 2-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和2年7月27日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(8月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年7月27日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(8月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			***
取扱店	お取引日	時刻	
36605	02-07-27	12:25	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥13,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			(印) 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千	円	

お振込明細またはご案内

お受取人 様

登録番号 0002

ご依頼人 コクメイトウケンキ"タ"ソ シオノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 300059

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、() などの何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 老台 () 内第 号
賃料 壹ヶ月 金七萬参円也
金 金 ————— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和二年一月一日より令和二年十一月末日迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
 - 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
 - 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
 - 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
 - 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
 - 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なせらるること。
 - 第七条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲はこれに対し責任を負わないものとする。
 - 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
 - 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
 - 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を武通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する

令和元年十二月二十日

貸主(甲) 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

借主(乙) 住所 川口市南前川二、六、十五 氏名 塩野 正行

仲介人 住所 氏名

取引主任者 住所 氏名 登録番号



印

印

整理番号 9-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		
支出年月日	令和2年8月3日	支出額	2,500円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(8月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			

振込金受取書 (兼手数料受取書)

現金用

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- 文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日: 02年08月03日 振込指定日: []年[]月[]日

お振込方法: 電信文書 []

▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 協協 ▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。

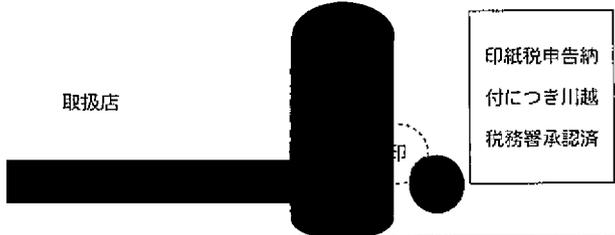
お振込先	[] [] [] [] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] []	店(所)
貯金種目	普通 当座 貯蓄 他	口座番号 (左づめ) [] [] [] [] [] [] [] [] []	金額 ¥記号 十 億 千 万 百 十 万 千 百 十 一 円 不要 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 5,000円
フリガナ	[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。	手数料 (税込) [] [] [] [] 円 手数料徴収区分 <input type="checkbox"/> 1.即納 2.後納 <input type="checkbox"/> 9.不要
おなまえ	[] [] [] [] [] [] [] [] [] 様へ		

フリガナ おなまえ フカヤ ケンシ (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

お電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

おとこ 深谷 顕史 様から 川越市分泉 88-14

いつもJABankをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。



印紙税申告納付につき川越税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類		:	:	:	:	:
未決済小切手	枚	:	:	:	:	:
貯金振替		:	:	:	:	:

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 29 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 ●
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	貸借権譲渡禁止 貸借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	

整理番号	5
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年8月3日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(8月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		

領収書等貼付欄

領 収 書

四番館
1304 号室

202008190006940004130400235
2020年8月3日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料 2020年8月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工コ
東京都港区芝2丁目6番
長谷工コ
組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

5-2

ヴィ・シティ草加管理組合(以下「甲」という)とヤ-306号室(区分所有者)蒲生徳明(以下「乙」という)とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) ヤ-306号室 蒲生 徳明

第1条(駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

Table with 7 rows: 1. 駐車区画 No. (Redacted), 2. 所有者 (Redacted), 3. 車名(愛称) (Redacted), 4. 自動連登録番号 (Redacted), 5. 総排気量 0.665 L, 6. 外寸全長 339 mm, 全幅 147 mm, 全高 162 mm, 7. 車輻重量 1.080 Kg

第2条(契約車種) 乙が駐車する車種は次のとおりとする。

第3条(使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条(車輻の変更) 乙は、第2条記載の車輻以外の車輻を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条(契約期間) 契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条(契約期間変更) 本マンションの管理規約、諸規則ならびに団地集合決議事項等に基づき、本契約期間の変更を行うものとする。

第7条(使用料) 使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。

第8条(甲の責任範囲) 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第9条(乙の責任範囲) 契約車輻の駐車中もしくは出入庫中に、当該車輻または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じた場合、甲はその責を負わないものとする。

第10条(契約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条(契約終了時の引渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輻を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条(契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および規則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条(その他特約事項)

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 登録車種
- 駐車場使用契約によって登録されている車輻以外は駐車しないこと
- 登録されている車輻の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
- 管理組合の承認なしに、たとえ一時置きであっても、契約車輻以外の車輻を駐車しないこと
- 自転車、バイク置場として使用しないこと
2 場内での運転マナー
- 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 歩行者優先および歩行を徹底すること
- 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輻の行動に支障のないよう留意すること
- 探検禁止、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転回転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
- 深夜・早朝の車輻の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
- 使用時間は禁日とする
- 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
- 場内は禁煙とする
- 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 車輻には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
- カンリソ等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
- 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 他車輻等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

(機械式駐車場の使用に関する追加遵守事項)

- 1 機械操作
- メーカへの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
- 車輻の大きさおよび重量は、設置の積載限度を超えないものとする
- 設置には、車以外の物を乗せないこと
- 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
- 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび設置車両が安全であることを確認してから行うこと
- 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
2 駐車方法
- 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入れ庫止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
- 車輻が揺動したときおよび揺動に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
- 安全管理および使用の都合上、ハレットを常時下げておくこと
- 集中雨、雪その他、天災地変等不可抗力による駐車場の浸水等に起因する車輻等の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輻保険等への加入に努めること
4 機械式駐車場操作キー
- 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなくなったときは直ちに返還すること
- 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 3-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年8月26日	支出額	50,220円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(9月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年8月26日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(9月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████	██████ * * *
取扱店	お取引日	時刻
36603	02-08-26	12:31
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		印紙税
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

※ 領収書は
※ 領収書を
(別紙に)

と。

お受取人	お振込明細またはご案内	電信
[Redacted]	様	
登録番号	0001	
ご依頼人	コウメイトウケンキタツ ウオノ マサユキ様	
電話番号	048-265-5780	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号	300042	

- ※ 領収書等には、①年月日、②うな記載)、④発行者、⑤宛名;
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

と出されたか分かるよ
白に補記すること)。

店舗テナント

賃貸借契約書

KNo. 租当者

貸借人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MRビル	(2 階 2F 号室)
所在地	埼玉県川口市南前川 2 丁目 22-2	(駐車場 No. 一)
構造	RC造	造
面積	2階 79.14㎡ (一坪) 1階 二 ㎡ (一坪) 1階 二 ㎡ (一坪)	地上 3 階建
合計	79.14 ㎡ (一坪)	

家賃	100,000円	敷金	100,000円
礼金	100,000円	礼金	100,000円
月額賃借料			
合計額	100,000円	償却	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名 支店名 名義人		(普・当)

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所

(6) 管理会社

管理者	住所 貸主と同じ	TEL
-----	----------	-----

(7) 特約事項

原簿特約事項遵守の事。
1. 退去時のクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、室内清掃はテナントの負担にて原状回復すること。
2. (1) ~ (5) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同一とする。
3. 契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新賃金の1ヶ月分を特約事項にて支払うこと。以下余白

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に基き本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名捺印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。
◎お届届採しにおい、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を目的に行う為、ご利用させて頂いたまま、ご利用させていただきます。
◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことをご了承下さい。

契約年月日 2018年 5月 10日

(甲) 賃貸人 (記名押印)	住所	〒330-9301
	氏名	山田 正行
(乙) 賃借人 (自署押印)	現住所	埼玉県川口市南前川3-15-1
	フリガナ	ヤマダ 正行
	氏名	山田 正行
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	〒333-0849
	フリガナ	シノノ 正行
	氏名	塩野 正行
	勤務先名称/住所	TEL 048-265-5780
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	〒333-0849
	フリガナ	シノノ 正行
	氏名	塩野 正行
	勤務先名称/住所	TEL 048-265-5780

担当店 蔵店
埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F
TEL: 048-432-1992 FAX: 048-430-
店長 三浦 一将
宅地建物取引士
登録番号
氏名

株式会社ニ二
山田 正行
代表取締役

整理番号 4-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年8月26日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(9月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年8月26日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(9月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
36603	02-08-26	12:31
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		(貸) 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

※ 領収
 ※ 領収
 (別

お受取人
 様
 登録番号 0002
 コウメイトウケンキタツ シオノ マサユキ様
 電話番号 048-265-5780
 取扱番号 300043

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

すること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③内容(領収書に記載されたか分かるよ
 うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(印刷記載が不明な場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(駐車場№.)

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車老台名称 () 内第 号
賃料 毎月金 七 千 円 也

金 金 ————— 円 也 (無利息の約定)

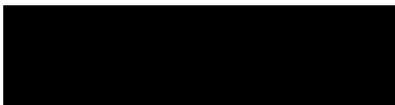
右に就き賃主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借権の期間は 令和二年一月一日より令和二年十一月末日 迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、滞料金 ———— 金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は高埠五分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさないこと。
- 第七条 この車に場内で他車による事故発生又は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同業者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に催告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各意理を所掲する

令和元年十二月二十日

賃主(甲) 住所
氏名



借主(乙) 住所 川口市南前川二、六、十五
氏名 塩野正行



仲介人 住所
氏名

印

取引主任者 住所
氏名
登録番号

印

整理番号	5-1
------	-----

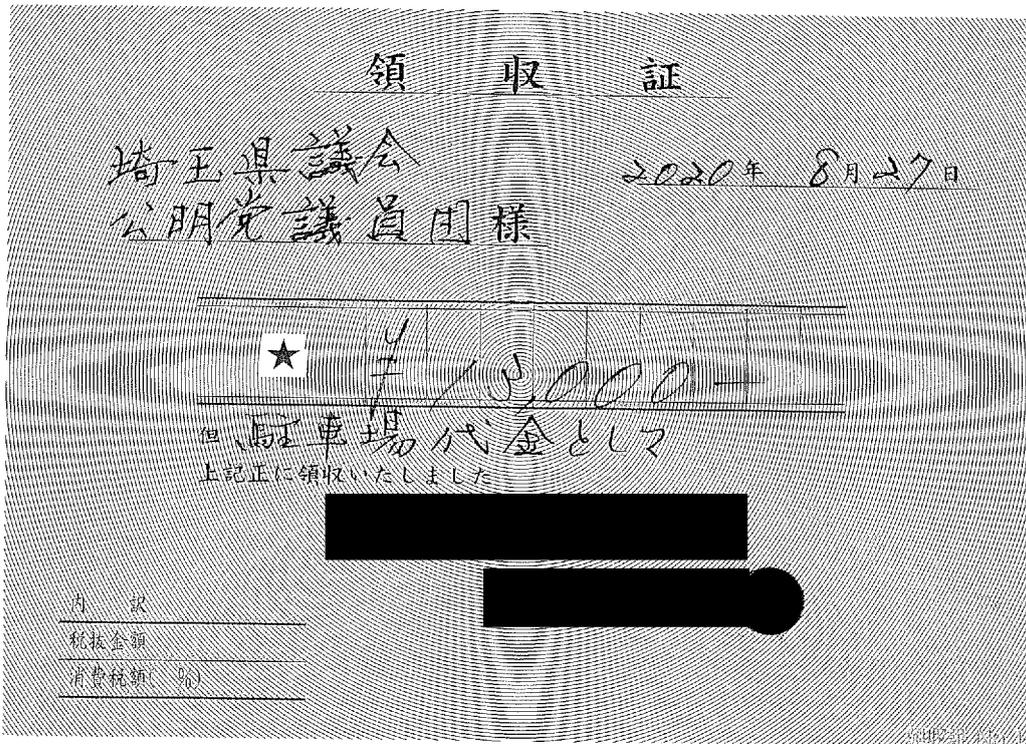
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年8月27日	支出額	6,500円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(9月分、10月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

領収書等貼付欄

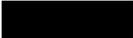
- ①令和2年8月27日
- ③政務活動専用車両駐車場代として(9月分、10月分)
- ⑤石渡 豊



※
う
※

わかるよ
こと。

駐車場使用契約書

貸主・ (以下「甲」という。)と借主・石渡豊 (以下「乙」という。)は、頭書(1)に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

頭書(2) 契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間
甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

頭書(3) 賃料(駐車場使用料)

賃 料：月額6,500円(消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。)

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名

乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊



整理番号	2
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年9月1日	支出額	5,250円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(9月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領 収 書 四番館 1304 号室 202009170006940004130400261
2020年9月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し駐車場使用料

2020年9月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工
東京都港区芝2丁目6番1号
長谷工建設株式会社
組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤナシの号車 区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
駐車区画 No. [redacted]

第2条（契約車輛）
乙が駐車する車輛は次のとおりとする。

一 所有者	蒲生 徳明
二 車名（愛称）	サッポロ
三 自動車 式	1655
四 自動車登録番号	0-65-1
五 総排気量	339 mm
六 外寸 全長	4700 mm
七 車輪重量	1000 kg

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）
乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までの期間とする。
[契約期間更新等に関する特約] 本マンションの管理規約、諸規約ならびに団地集会所決議事項に従うものとする。

第6条（使用料）
使用料は、月額1,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（譲渡、転賃等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転賃、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車輛の駐車中もしくは入出庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場に甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲（管理組合）
ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本 秀

乙（区分所有者）
ヤナシの号車 区分所有者 蒲生 徳明

- （駐車場使用にあたっての遵守事項）
- 1 駐車車両
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
 - 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイクを駐留として使用しないこと
 - 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および歩行者を優先すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 駐車禁止、駐車禁止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
 - 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は終日とする
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
 - 三 場内は禁煙とする
 - 四 赤車・オイル交換機、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車輛には必ず施設、貴重品は車内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
 - 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

- （機械式駐車場の使用に関する追加遵守事項）
- 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
 - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険なので装置内に入らないこと
 - 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部が入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理係員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等起因する車輛等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
 - 4 機械式駐車場の操作
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場の操作キーを自己責任で管理し、使用者でなくなるときは直ちに返還すること
 - 二 機械式駐車場の操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 4-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年9月4日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(9月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			

振込金受取書(兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでお知らせください。

ご依頼日 2年 9月 4日 振込指定日 年 月 日

お振込方法 電信文書

お振込先 ▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 興協 信連 銀行 信金 信組 漁協

▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。

お振込先 店(所)

お振込先 貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ) 口座番号

金額 ¥記号 十 億 千 万 百 十 万 千 百 十 一 円 5,000

手数料(税込) 円

手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要

フリガナおなまえ (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

様へ

フリガナおなまえ フカヤケンジ

(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

お電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

おとこ 深谷 顕史 様から 〒350-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類									
未決済小切手	枚								
貯金振替									

4-2

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号	1-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和2年9月25日	支出額	50,220円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(10月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年9月25日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(10月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
10405	02-09-25	11:24
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (認)		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
万	千	円

お振込明細またはご案内

お受取人 様

登録番号 0001

コメイトウケツキ タツ ツォノ マリユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 400021

印紙税申告納付にき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙には整理番号(枝番)を)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

店舗・アパルト

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
質借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	瓜ビル (2階 2F 号室)		
	(駐車場No. 一)		
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	RC造	造	地上 3階建
面積	2階	79.14㎡ (一坪)	
	1階	一坪	
	一階	一坪	
合計		79.14	一坪

※別紙記載の図面は図面について、借主等が承認された場合、資料その他は正誤の補填等により訂正するものとする。

家賃	100,000円	100,000円						
月額賃賃料	円	円	円	円	円	円	円	円
合計額	100,000円						100,000円	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所

(6) 管理会社

管理者	住所	貸主と同じ
	氏名	
	TEL	

(7) 特約事項

借主等の特約事項の事。
 1. 借主等のホームページは借主等の責任で、借主等、貸主等による責任で更新すること。
 1. (1) ~ (5) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同一とする。
 1. 契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新築費の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

契約年月日 2018年 5月 10日

①甲、乙及び丙は、本契約の締結を執照取得の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書の通を作成し各自署名・押印の上甲及び乙が各一通を保有する。
 ②お部屋探しにおいて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為に、ご利用させていただきます。
 ③賃貸借契約の締結の為、また搬送する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合があります予めご了承下さい。

(甲) 賃貸人 (記名押印)	住所	〒	2018年 5月 10日
(乙) 賃借人 (自署押印)	氏名	〒330-9301	
	現住所	埼玉県川口市南前川3-15-1	
	フリガナ	埼玉県川口市南前川3-15-1	年月 日生
	氏名	植野正行	
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	〒333-0849	
	フリガナ	埼玉県川口市南前川2-21-10	
	氏名	植野正行	
	勤務先名称/住所	植野正行 事務所	年月 日生
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	〒	
	フリガナ		
	氏名		
	勤務先名称/住所		

担当店 蕨店
 埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F
 TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430-
 店長 三浦 一将
 宅地建物取引士
 登録番号
 氏名

株主 山田 茂樹
 代表取締役

整理番号	2-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和2年9月25日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(10月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年9月25日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(10月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
10405	02-09-25	11:24	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥13,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)			
		円	

お振込明細またはご案内

お受取人	様 登録番号 0002 コウメイトウケツキ タン ソノ マサユキ 様
ご依頼人	電話番号 048-265-5780 取扱番号 400022

印紙税申告納付に付済和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙には整理番号(枝番)を)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

2-2

楠野 正行

駐車場 (自動車保管場所) 契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 名称 () 内第 号

賃料 借ヶ月 金 元 角 分 円也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借の期間は令和二年一月一日より令和二年十一月末日迄借ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当尊者合議の上本契約を更新することも出来る。
 - 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一借ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金——金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も致せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
 - 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
 - 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
 - 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
 - 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持ちをしだり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
 - 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
 - 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
 - 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
 - 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、借ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を武通作成し甲乙双方署名捺印の上各一通を所持する

令和元年十二月二十日

貸主(甲) 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

借主(乙) 住所 川口市南前川二、六、十五

氏名 楠野 正行

仲介人 住所

氏名

取引主任者 氏名

登録番号



印

印

整理番号	1-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年10月1日	支出額	5,250円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(10月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領 収 書 四番館 1304 号室 202010190006940004130400220
2020年10月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
 印紙税法
 第5条1項
 (別表1.17
 -2による)

但し 駐車場使用料 2020年10月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合
 (管理代行)
 株式会社 長谷工コ
 東京都港区芝2丁目6番
 長谷工コ
 組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日
甲 (管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者) ヴィ・シティ草加 104号室 氏名 蒲生 徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 駐車車両
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車両以外は駐車しないこと
 - 一 登録されている車両の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 一 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車両以外の車両を駐車しないこと
 - 一 自転車、バイク等として使用しないこと
 - 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 一 歩行者優先および徐行を徹底すること
 - 一 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車両の行動に支障のないよう留意すること
 - 一 積載品、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、著しい使用を避けること
 - 一 深夜・早朝の車両の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は禁日とすること
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
 - 一 場内は禁煙とすること
 - 一 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 一 車両には必ず蓋をし、貴重品は車内に放置しないこと
 - 一 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 一 駐車場の腐敗、設備に劣化を加えないこと
 - 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 一 他車両等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
- (機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)

- 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 一 車両の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
 - 一 装置には、車以外の物を乗せないこと
 - 一 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 一 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 一 装置の作動中は、危険な中で装置内に入らないこと
- 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 一 急停止、急発進はしないこと
 - 一 使用上の注意
 - 一 車両が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 一 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 一 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による車両等の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること
- 4 機械式駐車場操作手
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用して使用期限が満了したときは直ちに返還すること
 - 一 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合 (以下「甲」という) と ヴィ・シティ草加 104号室 区分所有者 蒲生 徳明 (以下「乙」という) とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	
第2条 (契約車両) 乙が駐車する車両は次のとおりとする。	
一 所有者	
二 車名 (愛称)	ブッ
三 年式	16年
四 自動車登録番号	
五 総排気量	0.65L
六 外寸全長	339 mm
七 車幅重量	1080 kg

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車両の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車両の変更) 乙は、第2条記載の車両以外の車両を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までとし、契約期間更新等に関する特約(本マンションの管理規約、諸規約ならびに団地委員会決議事項)に基づき決定する。

第6条 (使用料) 使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。)

第7条 (譲渡、転賃等の禁止) 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転賃、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲) 契約車両の駐車中もしくは出入庫中に、当該車両または積載物等につき、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車両に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車両を撤出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および規約もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

整理番号 5-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年10月2日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(10月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(10月分)

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 02年10月02日 振込指定日 年 月 日

お振込方法 現金 電信文書

お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。	農協 信連 銀行 信金 信組 満協	▼店名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。	店(所)
お振込先				
お振込先	普通 当座 貯蓄 他	口座番号 (左づめ)	金額 ¥記号 十 億 千 万 百 十 万 万 千 百 十 一	手数料 (税込)
お振込先			金 額 不 要 0,000,000 円	円
お振込先	フリガナ(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。			手数料徴収区分 <input checked="" type="checkbox"/> 1.即納 <input type="checkbox"/> 2.後納 <input type="checkbox"/> 9.不要
お振込先				

フリガナ(依頼人) フカヤケンシ 様へ

お電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

お振込先 深谷 顕史 様から 口座番号 7350-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

5-2

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 ●
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 1-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年10月26日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃(11月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)
----	---

領収書等貼付欄

- ①令和2年10月26日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(11月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	****
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
10413	02-10-26	14:41	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円
お振込明細またはご案内			電信
お受取人	様		
ご依頼人	登録番号 0008		
	ツオノ マサユキ様		
	電話番号 048-822-9606	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済	
	取扱番号 400038		

※
※

を使用すること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③「**政務活動費**」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
貸借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MKビル		
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	RC造	造	地下 0 階 地上 3 階建
面積	2 階	79.14 ㎡	(一 坪)
	1 階	二 ㎡	(一 坪)
	1 階	二 ㎡	(一 坪)
合計	79.14 ㎡	(一 坪)	

(2) 賃料等その他

家賃	100,000 円	円	100,000 円
礼金	円	円	100,000 円
敷金	円	円	円
管理費	円	円	円
その他	円	円	円
合計額	100,000 円	円	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年 05月 10日 より 2021年 05月 09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所

(6) 管理会社

管理者	住所	TEL
	氏名	

(7) 特約事項

原契約借約事項遵守の事。

1、退去時のルームクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、重労働はテナント負担にて完成回帰すること。

2、(1) ~ (5) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同一とする。

3、契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新築費の1ヶ月分を補償方法にて支払うこと。以下余白。

◎甲、乙及び丙は、本契約のメイン目を熟読の上合意し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。

◎お新築後において、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を目的に行う為、ご利用させて頂いております。

◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービス等の紹介の為に第三者に通知する場合があります。

契約年月日 2018年 5月 10日

(甲) 賃貸人 (記名押印)	住所	〒	年月日
(乙) 賃借人 (借書押印)	氏名	〒330-9301	
	現住所	埼玉県浦和市高砂3-15-1	48-822-9606
	フリガナ	株式会社 友成建設	
	氏名	代表取締役 友成 公明	
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	〒333-0849	
	フリガナ	川口市南前川2-21-10	TEL 048-265-5780
	氏名	正行 正行	昭和28年1月31日生
	勤務先名称/住所		
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	〒	
	フリガナ		
	氏名		
	勤務先名称/住所		

媒介業者 株式会社三三三 山田 茂樹 代表取締役

免許番号 国土交通大臣(4)第6346号

本社 埼玉県川口市本町4丁目4番

担当店 蔵店 埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F

TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430-
店長 三浦 一将 宅地建物取引士
登録番号 氏名

整理番号 2-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	令和2年10月26日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	駐車場代(11月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)
----	--

領収書等貼付欄

①令和2年10月26日

②13,000円 振り込み手数料440円

③駐車場代(11月分)、振り込み手数料

⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10413	02-10-26	14:42
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証
		電 信

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX 様

登録番号 0028

ご依頼人 ツオノ マサユキ様

電話番号 048-822-9606

取扱番号 300054

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

紙を使用すること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「**政務活動費**」として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車老台 () 内第 号

賃料 毎月金五萬圓也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和二年一月一日より令和二年十一月末日迄向う指ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一若ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第七条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運送者・同業者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、若ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各普通を所持する

令和元年十二月二十日

貸主(甲) 住所

氏名 [Redacted]



借主(乙)

住所 川口市南前川二、六、十五

氏名 塩野正行



仲介人

住所

氏名

印

取引主任者

氏名

登録番号

印

整理番号 2-1

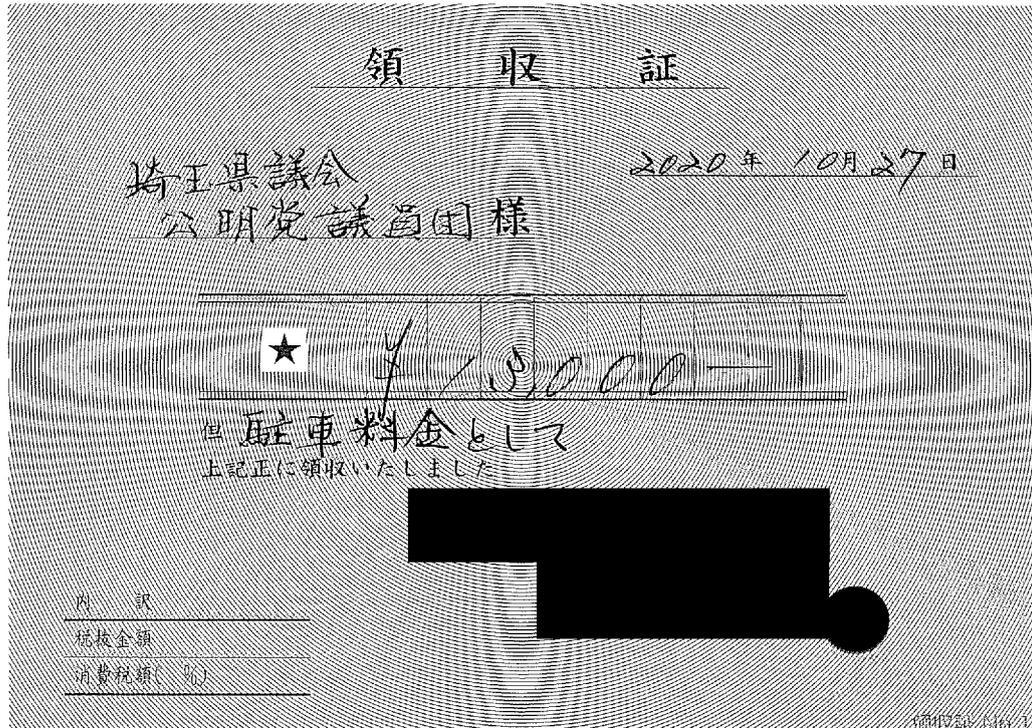
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年10月27日	支出額	6,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(11月分、12月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年10月27日
- ③政務活動専用車両駐車場代として(11月分、12月分)
- ⑤石渡 豊



※ 領収書は、領収書に記載の金額を記載し、領収書に記載の金額を記載する。領収書に記載の金額を記載する。

駐車場使用契約書

貸主・（以下「甲」という。）と借主・石渡豊（以下「乙」という。）は、頭書（1）に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書（1）駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

頭書（2）契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

頭書（3）賃料（駐車場使用料）

賃 料：月額6,500円（消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。）

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名

乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊



整理番号 12-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和2年11月2日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(11月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(11月分)

振込金受取書 (兼手数料受取書) 現金用

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカタ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 02年11月02日 振込指定日 年 月 日

お振込方法 電信 文書

お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。	農協 信連 銀行 信金 信組 協済	▼店舗名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。	店(所)
お受取人	貯金種目 普通 当座 貯蓄 他	口座番号 (左づめ)	金額 ¥記号 不要	手数料(税込)
	フリガナ	おなまえ	金額 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一	手数料徴収区分 9.1.即納 2.後納 9.不要
	フリガナ	おなまえ	金額 5,000円	

お電話 049-236-2566

お振込先 深谷 顕史 様へ

お振込元 深谷 顕史 様から 宛先 350-0015 川越市今泉 88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

駐車場貸貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 ●
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月10日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満2年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	

整理番号	2-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和2年11月2日	支出額	5,250円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(11月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領 収 書

四番館

1304 号室

202011180006940004130400236

2020年11月2日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
 印紙税法
 第5条1項
 (別表1.17
 -2による)

但し 駐車場使用料

2020年11月分

上記の金額、正に領収いたしました

V-CITY草加管理組合

(管理代行)
 株式会社 長谷工
 東京都港区芝2丁目1番1号
 長谷工建設株式会社
 組合会計1部 03-3457-1514

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
 無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲 (管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者) さ-306号室 蒲生 徳明

ヴィ・シティ草加管理組合(以下「甲」という)とさ-306号室区分所有者 蒲生 徳明 (以下「乙」という)とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

- 第1条 (駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
駐車区画 No. [redacted]
- 第2条 (契約車輛) 乙が駐車する車輛は次のとおりとする。
一 所有者 [redacted]
二 車名(愛称) [redacted]
三 年式 [redacted]
四 自動車登録番号 06611
五 総排気量 839 mm 全長 147 mm 全幅 162 mm
六 外寸 839 mm 全高 162 mm
七 車輛重量 1,080 kg

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車輛の変更) 乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条 (使用料) 使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。)

第7条 (譲渡、転貸等の禁止) 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲) 契約車輛の駐車中もしくは出入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

- (駐車場使用にあたっての遵守事項)
- 1 駐車車輛
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
 - 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク置場として使用しないこと
- 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および歩行を徹底すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 環境保全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転や空ぶかし、着席の使用を避けること
 - 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
- 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は終日とする
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
 - 三 場内は禁煙とする
 - 四 除草・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車内には必ず錠錠し、貴重品は車内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車輛等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

(強制的な駐車等を使用する際の追加遵守事項)

- 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
 - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗濯等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
- 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと、台の中央部に駐車止めが当りて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
- 3 使用上の注意
 - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の手順上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による損傷等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
- 4 機械式駐車場操作キー
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用し使用できなくなったりは直ちに返還すること
 - 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号	1-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	令和2年11月24日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃(12月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)
----	---

領収書等貼付欄

- ①令和2年11月24日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(12月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████	██████***
取扱店	お取引日	時刻
10404	02-11-24	16:10
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 円
お振込明細またはご案内		印紙税 円

お受取人
██████様
登録番号 0008
ツオノ マサユキ様
電話番号 048-822-9606
取扱番号 500004

*印紙税を納付しない場合は+印で消しております。→

※ 領収書等には、①発行日、②発行金額、③発行内容(「等」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤発行場所(「等」など何に支出されたか分かるような記載)を記載すること。印紙税を納付しない場合は+印で消しております。→

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

店舗テナント

賃貸借契約書

貸借人  以下甲という
 借借人 埼玉県議会公明党議員団 以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MKビル (2階 2F号室) (駐車場No. 一)			
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2			
構造	RC造	造	地下 0 階	地上 3 階建
面積	2階	79.14㎡	(一坪)	
	1階	二㎡	(一坪)	
	1階	二㎡	(一坪)	
合計		79.14	㎡ (一坪)	

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円		100,000円				
礼金							
月償賃貸料							
合計額				100,000円			無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法 銀行振込 引落及び支払期日 翌月分を毎月末日までとする (普・当)
 振込口座 銀行名  支店名  名義人 

(4) 契約期間 2018年 05月 10日 より 2021年 05月 09日 までの 3 年間

事務所

(5) 使用目的

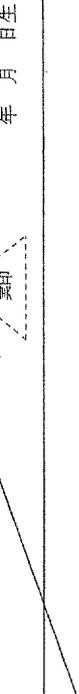
(6) 管理会社

管理者 住所 貸主と同じ TEL
 氏名

(7) 特約事項

原簿特約事項遵守の事。
 1、退去時のルームクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、重畳違約金はマンション管理人にて原簿に返付すること。
 2、(1) ~ (5) にて変更した事項の外は原簿の特約条件と同一とする。
 3、(1) ~ (5) にて変更した事項の外は原簿の特約条件として、新築の1ヶ月分を規定方法にて支給すること。以下余白。

◎甲 乙及び丙は、本契約の生年月日と執照理解の上合意に基き本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本条より通を各署名捺印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。
 ◎お部屋探しに際し、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を目的としてご利用させていただきます。
 ◎貸借借契約の締結の為、また関連する各種サービス紹介の為に第三者に通知する場合がありますことを予めご了承ください。

契約年月日 2018年 5月 10日	
(甲) 賃貸人 (記名押印)	住所 
氏名 	TEL 〒330-9301
(乙) 賃借人 (自署押印)	住所 さかいた市浦和社区高所3-15-1 埼玉県議会 議事録 48-822-9606
フリガナ 塩野 正行	フリガナ 塩野 正行
氏名	TEL 048-265-5780
勤務先 名称/住所	続柄 ()
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	住所 川口市本前川2-21-10
フリガナ 塩野 正行	フリガナ 塩野 正行
氏名	TEL 048-265-5780
勤務先 名称/住所	続柄 ()
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	住所 
フリガナ 	フリガナ 
氏名	続柄 ()
勤務先 名称/住所	TEL

媒介業者 国土交通大臣(4)第6946号
 免許番号 埼玉県川口市本町4丁目
 株式会社ニニ 山田 衣樹
 代表取締役

当店 埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F
 TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430-
 店長 三浦 一将
 宅地建物取引士 登録番号 
 氏名 

整理番号	2-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年11月24日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(12月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年11月24日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(12月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細
毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りにください。

取引銀行	取引店	口座番号	※
0017	■	■***	
取扱店	お取引日	時刻	
10404	02-11-24	16:11	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥13,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			印紙税承認

お受取人		様
	登録番号	0028
ご依頼人	ツオノ マリユキ様	
	電話番号	048-822-9606
取扱番号		500005

印紙税申告納付につき浦和支部審査承認済

※ 領収書等には、①(金額)の記載(②発行者、③宛名が記載されている場合は、余白に補記すること)。	
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。	など何に支出されたか分かるように記載すること。 (領収書に記載されている場合は、余白に補記すること)

(駐車場No)

2-2 鹽野 正行

駐車場 (自動車保管場所) 契約証書

所在地 川口市南前川二六十五

車種プレートナンバー 乗用車 名称 () 内第 号

賃料 賃ヶ月 金 壹萬參千円也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借借の期間は令和二年十二月一日より令和三年十月末日迄向う拾ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一賃ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に對し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、賃ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を武通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する

令和二年十二月二十日

貸主(甲) 住所

氏名

借主(乙)

住所 川口市南前川二六十五

氏名 鹽野 正行

仲介人

住所

氏名

氏名

取引主任者

登録番号



印

印

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-1304号車 区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
駐車区画 No. [REDACTED]

第2条（契約車両）
乙が駐車する車両は次のとおりとする。

一 所有者	蒲生 徳明
二 車名（愛称）	ヤ-1304号
三 年式	16年
四 自動車登録番号	065611
五 総排気量	1339 mm ³
六 外寸全長	4711 mm
七 車輪重量	1020 kg

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車両の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）
乙は、第2条記載の車両以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月14日までとする。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（駐車禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車両の駐車中もしくは出入庫中に、当該車両または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および通知もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

18年6月15日

甲（管理組合）
ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）
ヤ-1304号車 区分所有者 蒲生 徳明

- (駐車場使用にあたっての遵守事項)
- 1 喫煙車両
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車両以外に駐車しないこと
 - 二 登録されている車両の喫煙の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車両以外の車輛を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイクを車庫として使用しないこと
 - 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および歩行を徹底すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 乗降安全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転回転や空ふかし、警笛の使用を避けること
 - 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は禁日とする
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
 - 三 場内は禁煙とする
 - 四 洗車、オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車庫内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
 - 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破壊または汚損させたときは、管理組合に通知して速速に連絡して指示に従うこと
 - 二 他車等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、初発の順序等を管理組合へ申し出ないこと

(機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)

- 1 機械的操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車庫の大きさおよび重量は、装置の耐重量を超えないものとする
 - 三 設置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗濯等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険なため装置内に入らないこと
- 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。各の中央部に止め線に当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
- 3 使用上の注意
 - 一 車庫が空室と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による駐車場の損傷については、使用者はそれら防止する責任を負うとともに、その補償のため準備保険等への加入に努めること
- 4 機械式駐車場操作
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用し使用者でなくなつたときは直ちに返還すること
 - 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 6-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年12月4日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(12月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(12月分)

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますので承知おきください。

ご依頼日 02年12月04日 振込指定日 年 月 日

お振込方法 現金 電信 文書

▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。 協協 信連 銀行 信金 信組 漁協

▼店名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。

お振込先 店(所)

お受取人 貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ)

口座番号 (左づめ)

金額 ¥記号 十 億 千 万 百 十 万 千 百 十 一

金額 不要 5,000円

手数料(税込) 円

手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要

フリガナお名まえ (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

様へ

フリガナお名まえ (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

フカヤ ケンシ

お電話 049-236-2566

必ずご記入ください。

深谷 顕史 様から

〒350-0015 川越市今泉 88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納付につき川越 税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

駐車場貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 ●
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	貸借権譲渡禁止 貸借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	

整理番号 1-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和2年12月24日	支出額	50,220円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃(1月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年12月24日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(1月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
36507	02-12-24	12:53	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証	
		電 信	

※ 領
※ 領

使用すること。

お振込明細またはご案内

お受取人
様
登録番号 0001
コウメイトウケンキ「タ」ン ツオノ マサユキ様
ご依頼人
電話番号 048-265-5780
取扱番号 400035

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※ 領収書等には、①年(うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。
 ◎お部屋探しにおいて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為、ご利用させて頂いたさせていただきます。
 ◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことをご了承下さい。

契約年月日 2018年 5月 10日

住所	〒	
氏名	(甲) 貸借人 (記名押印)	
現住所	〒330-9301	埼玉県浦和市高砂3-15-1
フリガナ	植野 正行	埼玉県浦和市高砂3-15-1
氏名	(乙) 借借人 (自署押印)	
現住所	〒333-0849	埼玉県浦和市高砂3-15-1
フリガナ	植野 正行	埼玉県浦和市高砂3-15-1
氏名	(丙) 連帯保証人 (自署押印)	
勤務先名称/住所	TEL 048-265-5780	埼玉県浦和市高砂3-15-1
現住所	〒	
フリガナ	(丙) 連帯保証人 (自署押印)	
氏名		
勤務先名称/住所		
現住所	〒	
フリガナ		
氏名		
勤務先名称/住所		

担当店 蔵店 埼玉県浦和市高砂1丁目1-8みくにビル1F
 TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430-
 店長 三浦 一将
 宅地建物取引士
 登録番号
 氏名

店舗・テナント

貸借人 以下甲という
 賃借人 埼玉県議会公明党議員団

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MRビル	(2階 2F号室)
所在地	埼玉県浦和市南前川2丁目22-2	(駐車場No. ー)
構造	RC造	造 地下 0階 地上 3階建
面積	79.14㎡	2階 (ー坪)
		1階 (ー坪)
		0階 (ー坪)
合計	79.14㎡	(ー坪)

※借主等が借主等が支払った場合、資料
 その他は借主等の請求に応じて借主等に返却するものとする。

家賃	100,000円	敷金	100,000円
礼金	100,000円	礼金	100,000円
その他		合計額	100,000円
借主等		借主等	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日より 2021年05月09日までの 3年間

(5) 使用目的

事務所

(6) 管理会社

管理会社	住所	TEL
	氏名	

(7) 特約事項

原契約の特約事項遵守の事。
 1、退去時のルームクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、室内清掃はテナント入居時に確保回請すること。
 1、退去時のルームクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、室内清掃はテナント入居時に確保回請すること。
 1、退去時のルームクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、室内清掃はテナント入居時に確保回請すること。

整理番号 2-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年12月24日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(1月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年12月24日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(1月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
36507	02-12-24	12:53	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥13,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

※ 領収
※ 領収
(別)

用すること。

お受取人 XXXXXXXXXX 様

登録番号 0002

ご依頼人 コウメイトウケンキ`タ`ソ ツオノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 400036

*印紙税を納付しない場合は*印で消しておきます。 →

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

※ 領収書等には、①年月(何月に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(印記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南荊川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 名義 () 内第 号

賃料 賃ヶ月金 五万五千円也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和二年十二月一日より令和三年十月末日迄向う控賃ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと。万一一ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なぞるること。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、賃ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を武通作成し甲乙双方署名捺印の上各管理を所持する

令和二年十二月二十日

貸主(甲) 住所 氏名

借主(乙) 住所 川口市南荊川二、六、十五 氏名 嶺野正行

仲介人 住所 氏名 印

取引主任者 氏名 印 登録番号

整理番号 2-1

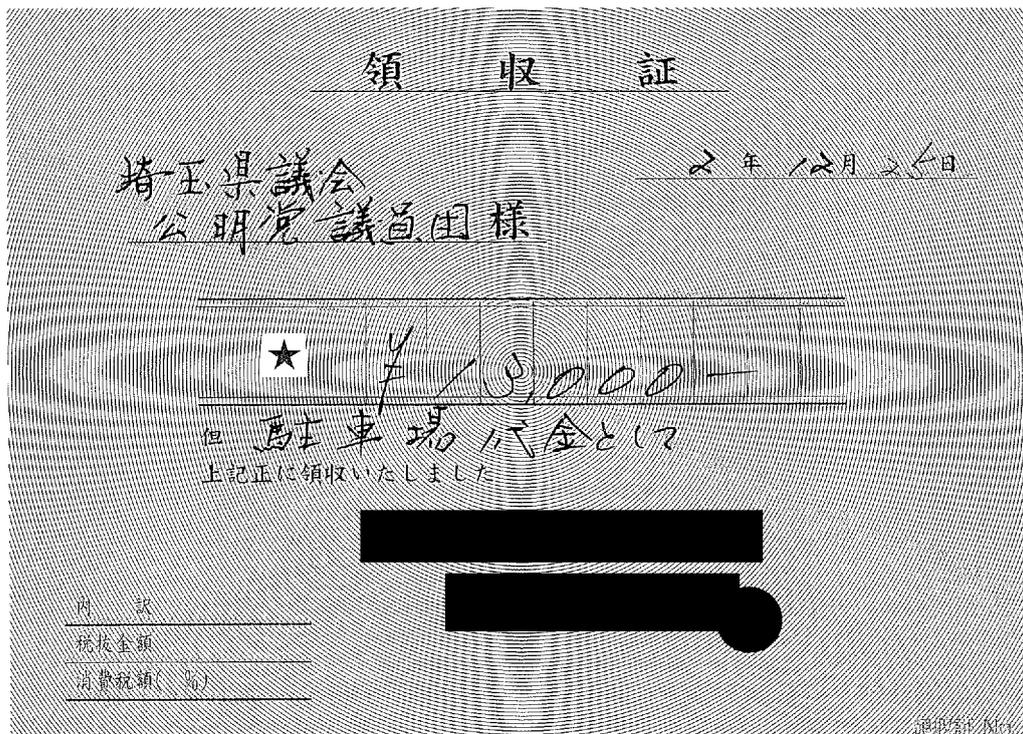
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年12月25日	支出額	6,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(1月分、2月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

領収書等貼付欄

- ①令和2年12月25日
- ③政務活動専用車両駐車場代として(1月分、2月分)
- ⑤石渡 豊



※ 領
うな

※ 按カにた場合は、領収カをホロに記ハするに。

いるよ
に。

駐車場使用契約書

貸主・（以下「甲」という。）と借主・石渡豊（以下「乙」という。）は、頭書（1）に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書（1）駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

頭書（2）契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

頭書（3）賃料（駐車場使用料）

賃 料：月額6,500円（消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。）

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名

乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊



整理番号	2-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	令和3年1月4日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(1月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		

領収書等貼付欄	

領 収 書

四番館

1304 号室

202101190006940004130400237

2021年1月4日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料 2021年1月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合
 (管理棟)
 株式会社 長谷工コ
 東京都港区芝2丁目6番
 長谷工コビル
 組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合 (以下「甲」という) とセーノゾウ写実 区分所有者 蒲生 徳明 (以下「乙」という) とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (駐車区画)

乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	16
乙が駐車する車輛は次のとおりとする。	
一 所有者	蒲生 徳明
二 車名 (愛称)	アッパ
三 年式	16年
四 自動車登録番号	
五 総排気量	0.65L
六 外寸	全長 339 mm 全幅 147 mm 全高 162 mm
七 重量	1,080 Kg

第3条 (使用目的)

乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車輛の変更)

乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に掲げる車輛を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、駐車中止を要することができる。

第5条 (契約期間)

契約期間は、19年6月15日から19年6月19日までとする。

第6条 (使用料)

使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。)

第7条 (盗難、転貸等の禁止)

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、転賃、無償貸与ならびに担保提供の権利を設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲)

契約車輛の駐車中もしくは入出庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲)

乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ)

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務)

契約期間の終了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除)

乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲 (管理組合)

ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者)

蒲生 徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 駐車場所
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外に駐車しないこと
 - 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時放置であっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク置場として使用しないこと
- 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および歩行を徹底すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 取壊し、緊急停止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、音の発生を避けること
 - 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
- 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は禁日とする
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
 - 三 場内は禁煙とする
 - 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車庫内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

(機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)

- 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車庫の大きさおよび重量は、装置の積載容量を超えないものとする
 - 三 重量には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗濯等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に入らないことおよび重量問題が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険なため装置内に入らないこと
- 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを物下げておくこと
 - 三 集中豪雨、大雪その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等起因する車輛等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
- 4 機械式駐車場操作手
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作手一を自己責任で使用者でなくなくなったときは直ちに返還すること
 - 二 機械式駐車場操作手一を紛失した場合は、管理組合に届出でて再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 15-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和3年1月5日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(1月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄

③政務活動費専用車両の駐車場使用料(1月分)

振込金受取書(兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

現金用

ご依頼日	3年 1月 5日	振込指定日	年 月 日	お振込方法	<input checked="" type="radio"/> 電信 <input type="radio"/> 文書
お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。		協同 信連 銀行 信金 信組 漁協	▼店名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。	
お受取人	普通 当座 貯蓄 他	口座番号	金額		手数料(税込)
	時金種目	(左づめ)	十 億 千 万 百 十 万 万 千 百 十 一		円
フリガナ	(カタカナ・左づめ)濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。		金額		手数料徴収区分
フリガナ	深谷 顕史		円 350-0015		<input checked="" type="checkbox"/> 1.即納 <input type="checkbox"/> 2.後納 <input type="checkbox"/> 9.不要
ご依頼人	様へ		お電話		049-236-2566
	様から		必ずご記入ください。		

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

15-2

駐車場賃貸借契約書

平成 21 年 3 月 29 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 ●
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号	1-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和3年1月26日	支出額	50,220円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(2月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和3年1月26日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(2月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号			
0017		****			
取扱店	お取引日	時刻			
10402	03-01-26	12:49			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥100,000	¥440			
お取引後の残高(円)		おつり			

お取引現金内訳		認			
(1万円)	(5千円)	(1千円)	認		
円	千	円	認		

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX 様

登録番号 0001

ご依頼人 コウメイトウケツキ タン ソノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 400020

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には
うな記載)、④発

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

を使用すること。

など何に支出されたか分かるよ
場合は、余白に補記すること)。

賃貸借契約書

賃貸人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MKビル	(2 階 2F 号室) (駐車場 No. 一)
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2	
構造	RC造	造 地下 0 階 地上 3 階建
面積	2 階 79.14㎡ (一坪) 1 階 一坪 (一坪) 一階 一坪 (一坪)	
合計	79.14	一坪

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	敷金	100,000円
礼金	100,000円	礼金	100,000円
月額賃貸料	円	円	円
円	円	円	円
円	円	円	円
円	円	円	円
円	円	円	円
合計額	100,000円	償却	無

※前払家賃等の滞り等発生費用については、滞り発生が原因と認められた場合、賃料その他の支払上は滞り発生相当額に増やすものとす。

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする (普・当)
振込口座	銀行名 [] 支店名 [] 口座番号 [] 名義人 []		

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所

(6) 管理会社

管理者	住所 貸主と同じ
氏名	TEL

(7) 特約事項

原契約の特約事項遵守の事。

- 退去時のルームクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、室内清掃はテナントの責任にて原状回復すること。
- (1)～(5)にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同一とする。
- 契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新築費の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下条目。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。
◎お部屋探しにおいて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為、ご利用させて頂いたさせていただきます。
◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことをご了承下さい。

契約年月日		2018年 5月 10日	
(甲) 賃借人 (記名押印)	住所	[]	[]
(乙) 賃借人 (自署押印)	氏名	[]	[]
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	〒330-9301 さいたま市浦和社区高砂3-15-1	年 月 日 生
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	フリガナ	坂根 正行	年 月 日 生
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	氏名	埼玉県議会 公明党議員 坂根 正行	年 月 日 生
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	〒333-0849 川口市南前川2-21-10	年 月 日 生
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	フリガナ	坂根 正行	年 月 日 生
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	氏名	正行 坂根 正行	年 月 日 生
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	勤務先 名称/住所	TEL 048-265-5780 続柄 ()	年 月 日 生
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	現住所	[]	年 月 日 生
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	フリガナ	[]	年 月 日 生
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	氏名	[]	年 月 日 生
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	勤務先 名称/住所	[]	年 月 日 生

媒介業者 国土交通大臣(4)第6846号 免許番号 埼玉県川口市本町4丁目4番地

担当店 埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F

TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430- []

店長 三浦 一将

宅地建物取引士 登録番号 [] 氏名 []

株式会社 ミニシティ 山田 茂樹 代表取締役

整理番号 2-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年1月26日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(2月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和3年1月26日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(2月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号		
0017		****		
取扱店	お取引日	時刻		
10402	03-01-26	12:49		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥13,000	¥440		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳		ATM認証		
(1万円)	(5千円)	(1千円)		
円	円	円		

※ 領収
※ 領収
(別

すること。

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX 様

登録番号 0002

ご依頼人 コウメイトウケンキ`タツ`シオノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 400021

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、①年月、②金額、③発行日、④発行店、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(駐車場No)

2-2 植野 正行

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 名称 () 内第 号

賃料 賃ヶ月 金 10 万円 円也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和二年十二月一日より令和三年十月末日迄向ヶ拾ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一一ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なぞらざること。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地災等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、賃ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を武通作成し甲乙双方署名捺印の上各武通を所持する

令和二年十二月二十日

貸主(甲) 住所 氏名

借主(乙) 住所 川口市南前川二、六、十五 氏名 植野 正行

仲介人 住所 氏名 氏名 印

取引主任者 登録番号 印

整理番号	/-/
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和3年2月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(2月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		

領収書等貼付欄

領 収 書

四番館

1304 号室

202102190006940004130400243

2021年2月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
 印紙税法
 第5条1項
 (別表1.17
 -2による)

但し駐車場使用料

2021年2月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
 無効と致します

V-CITY草加管理組合
 (管理代行)
 株式会社 長谷工
 東京都港区芝2丁目6番1号
 長谷建設二部
 組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤニ(30)号車 区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	16号
第2条（契約車種） 乙が駐車する車種は次のとおりとする。	
一 所有者	蒲生 徳明
二 車名（愛称）	16号
三 年式	
四 自動車登録番号	
五 総排気量	0.656 L
六 外寸全長	339 mm
七 車幅重量	1080 kg

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）
乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（積載、転載等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転載、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車種の駐車中もしくは入庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を要約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場の甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその関係者が、駐車場使用規則および規約もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）

蒲生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 駐車車種
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車種以外は駐車しないこと
 - 二 登録されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク等として使用しないこと
- 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および徐行を徹底すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 誤乗保護、警告防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、警告の使用を避けること
 - 五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
- 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は終日とする
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
 - 三 場内は禁煙とする
 - 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車種には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに通知して指示に従うこと
 - 二 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項）

- 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車種の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
 - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険なため装置内に入らないこと
- 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に止め止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
- 3 使用上の注意
 - 一 車種が装置と衝突したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等に起因する車庫等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること
- 4 機械式駐車場操作手
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用し使用等できなくなったときは直ちに返還すること
 - 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 8-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和3年2月3日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(2月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(2月分)			

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 03年02月03日 振込指定日 年 月 日

お振込方法 電信 文書

お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。 振込 信連 銀行 信金 信組 漁協	▼店舗名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。
お振込先		
貯金種目	普通 当座 貯蓄 他	金額 ¥記号 不要
貯金種目	□座番号 (左づめ)	十 億 千 万 百 万 十 万 千 百 十 一
フリガナ		5,000円
フリガナ		手数料(税込) 円
おなまえ	様へ	手数料徴収区分 <input type="checkbox"/> 1.即納 <input type="checkbox"/> 2.後納 <input type="checkbox"/> 9.不要

フリガナ おなまえ

フカヤケンシ 様から

お電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

おしる 350-0015

川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納付につき川越 税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 ●
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 128	
2	駐車場 区画	No [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 1-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

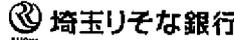
支出年月日	令和3年2月25日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所家賃(3月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ① 令和3年2月25日
- ② 100,000円 振り込み手数料440円
- ③ 事務所家賃(3月分)、振り込み手数料
- ⑤ 塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████	██████-██-██
取扱店	お取引日	時刻
10403	03-02-25	11:55
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		印紙税
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

※ 領収
※ 領収
(別)

お振込明細またはご案内

お受取人 ████████ 様

登録番号 0001

ご依頼人 コウメイトウケンキタツ シオノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 400036

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

すること。

※ 領収書等には、①年月
うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

何に支出されたか分かるよ

店舗 アナウンス

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	RCビル (2階 2F 号室) (駐車場No. ー)		
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	RC造	造	地下 0 階 地上 3 階建
面積	2階	79.14㎡ (一坪)	
	1階	ー	
	1階	ー	
合計	79.14	㎡ (一坪)	

※借賃等の支払は毎月10日以前に、指定口座に振り込まれることとする。その他は正味の現金振込にすることを要する。

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	100,000円	100,000円
礼金	100,000円	100,000円	100,000円
月額賃貸料	100,000円	100,000円	100,000円
合計額	100,000円	100,000円	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(警・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的

事務所

(6) 管理会社

管理者	住所	貸主と同じ
	氏名	
	TEL	

(7) 特約事項

原簿の特約事項遵守の事。
1. 進捗遅延のリスクを軽減し、賃借人の負担とする。退去時、室内操作はテナント本人負担にて原状回復すること。
2. (1)~(5)にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同一とする。
1. 更新期間の更新にあたり、乙は更新料として、新賃賃の1ヶ月分を担保方法にて支払うこと。以下余白。

①甲、乙及び丙は、本契約の成立を証する為、本契約の成立を証する為、本書と通し各自署名、捺印の上、各々が各一通を保有する。
②甲、乙及び丙は、本書と通し各自署名、捺印の上、各々が各一通を保有する。
③甲、乙及び丙は、本書と通し各自署名、捺印の上、各々が各一通を保有する。
④甲、乙及び丙は、本書と通し各自署名、捺印の上、各々が各一通を保有する。
⑤甲、乙及び丙は、本書と通し各自署名、捺印の上、各々が各一通を保有する。

契約年月日		2018年 5月 10日	
(甲) 賃貸人 (記名押印)	住所	氏名	年月日
(乙) 賃借人 (自署押印)	フリガナ	氏名	年月日
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	フリガナ	氏名	年月日
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	フリガナ	氏名	年月日
(丙) 連帯保証人 (自署押印)	フリガナ	氏名	年月日

媒介業者 国土交通大臣(4)第6946号
 免許番号 埼玉県川口市本町4丁目
 本社 埼玉県川口市本町4丁目
 代表取締役 山田 茂樹

株 式 会 社
 株 式 会 社
 株 式 会 社

担当店 蕨店
 埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みにビル1F
 TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430-
 店長 三浦 一将
 宅地建物取引士
 登録番号
 氏名

整理番号 2-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和3年2月25日	支出額	6,720円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	駐車場代(3月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和3年2月25日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(3月分)
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
10403	03-02-25	11:55	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥13,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税認証	
円	円	円	

※ 領収
※ 領収
(別)

お振込明細またはご案内

お受取人
様
登録番号 0002

ご依頼人
コウメイトウケツキ"タ"ツ シオノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780
取扱番号 400037

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

用すること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(駐車場No)

2-2 嶺野 正行

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 名称 () 内第 号

賃料 借ヶ月 金 100,000 円也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 貸借の期間は令和二年十二月一日より令和三年十月末日迄向う借ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一借ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持ち込み、定位置の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、借ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を武通作成し甲乙双方署名捺印の上各一通を所持する

令和二年十二月二十日

貸主(甲) 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

借主(乙) 住所 川口市南前川二、六、十五
氏名 嶺野 正行

仲介人 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

取引主任者 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]
登録番号 [Redacted]

整理番号 2- /

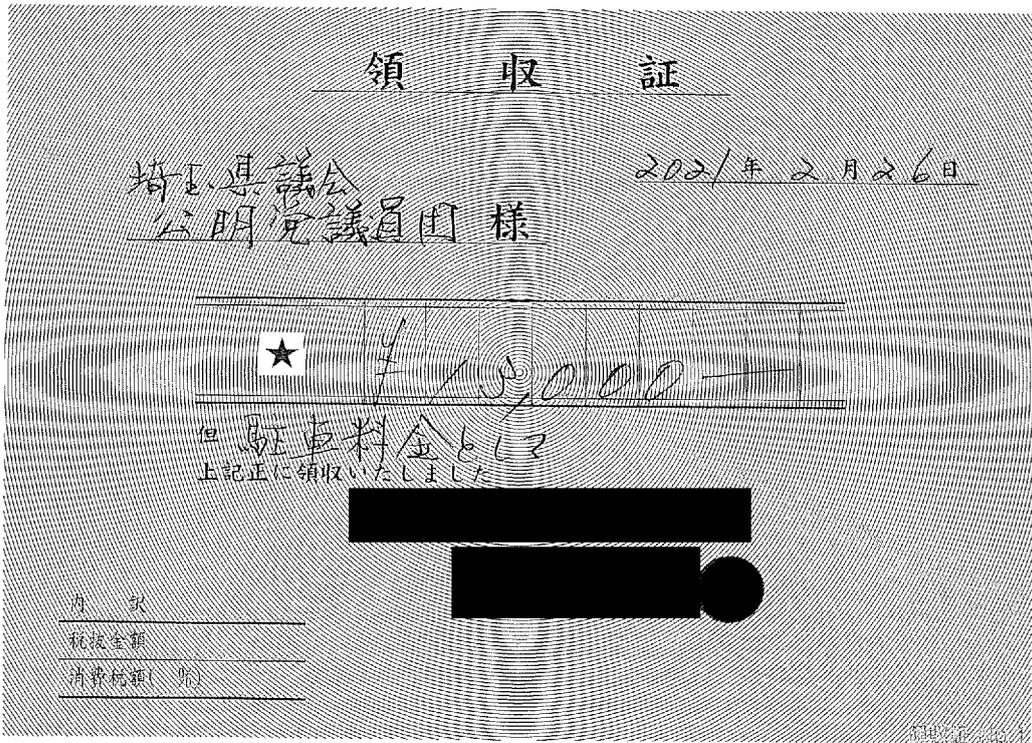
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年2月26日	支出額	6,500円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(3月分、4月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

領収書等貼付欄

- ① 令和3年2月26日
- ③ 政務活動専用車両駐車場代として(3月分、4月分)
- ⑤ 石渡 豊



※ 手
うた
※ ち

かるよ
と)。

駐車場使用契約書

貸主・（以下「甲」という。）と借主・石渡豊（以下「乙」という。）は、頭書（1）に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書（1）駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

頭書（2）契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

頭書（3）賃料（駐車場使用料）

賃 料：月額6,500円（消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。）

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名





乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊



整理番号

4-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和3年3月1日	支出額	5,250円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(3月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領収書

四番館

1304 号室

202103170006940004130400240

2021年3月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料

2021年3月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

V-CITY草加管理組合

(管理代行)

株式会社 長谷工コミュニティー

東京都港区芝2丁目

長谷工

組合会計1部 03-345



※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合 (以下「甲」という)とソニー1304号車区分所有者 蒲生 徳明 (以下「乙」という)とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という)を締結する。

- 第1条 (駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
第2条 (契約車種) 乙が駐車する車種は次のとおりとする。
一 所有者 蒲生 徳明
二 車名 (愛称) サッパ
三 年式 11年
四 自動車登録番号
五 総排気量 0.67L
六 外寸 全長 339 mm 全幅 147 mm 全高 162 mm
七 車種重量 1020 kg

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。
第4条 (車種の変更) 乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。
第5条 (契約期間) 契約期間は、19年6月15日から19年6月15日まで(前日まで)とする。
第6条 (使用料) 使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。)

第7条 (盗難、転賃等の禁止) 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の譲渡または転賃等の処分をしてはならない。
第8条 (甲の責任範囲) 契約車種の駐車中もしくは入庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。
第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処置解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。
第11条 (契約終了時の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。
第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。
第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。
19年6月15日

甲 (管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者) 1304号車 蒲生 徳明

- (駐車場使用にあたっての遵守事項)
1 登録車種
一 駐車場使用契約によって登録されている車種以外に駐車しないこと
二 登録されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
四 自転車、バイク置場として使用しないこと
2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および徐行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
四 乗降保安、緊急出口のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、音笛の使用を避けること
五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
一 使用時間は土日とする
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
三 場内は禁煙とする
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車種等との接触、衝突等の事故の発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
(無形式駐車場を使用する際の追加遵守事項)
1 撤去義務
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車種の大きさおよび重量は、設置の耐震強度を越えないものとする
三 重量には、車以外の物を乗せないこと
四 設置内では、荷物の積み下ろし、洗濯等を行わないこと
五 設置の操作は、設置内に入らないことおよび設置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 設置の作動中は、危険な状態で設置内に入らないこと
2 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと、台の中央部に入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
三 使用上の注意
一 車種が設置と抵触したときおよび設置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、大雪その他、天災地変等不可抗力による駐車場の浸水等に起因する車種等の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車種保険への加入に努めること
4 無形式駐車場操作手
一 管理組合から貸与された無形式駐車場操作手一を自己責任で管理し使用せずなくなったときは直ちに返還すること
二 無形式駐車場操作手一を紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 7-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和3年3月3日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(3月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(3月分)			

現金用

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない理由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 03年03月03日 振込指定日 年 月 日

お振込方法 電信 文書

お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。	農協 信連 銀行 信金 信組 通協	▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。	店(所)
	普通 当座 貯蓄 他	口座番号 (左づめ)	金額 ¥記号 不変	手数料(税込) 円
お受取人	フリガナ おなまえ	金額	十 億 千 万 百 十 一	手数料徴収区分
	(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。	0,000,500	0,000,500	①.即納 ②.後納 ③.不要
様へ				

フリガナ おなまえ 深谷 顕史 様から

お電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

おところ 〒350-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類									
未決済小切手	枚								
貯金振替									

7-2 深谷 顕史

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 ●
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 1-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

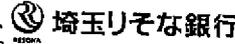
支出年月日	令和3年3月29日	支出額	50,220円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(4月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和3年3月29日
- ②100,000円 振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(4月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
36607	03-03-29	14:12	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税	認証

※ 領収
※ 領収
(別

すること。

お振込明細またはご案内
お受取人
様
登録番号 0001

コウメイトウケンキタツ シオノ マサユキ様
電話番号 048-265-5780
取扱番号 300053

印紙税申告納付につき浦和
*税務署承認済

※ 領収書等には、①年月
うな記載)、④発行者、
※ 按分した場合は、積算

何に支出されたか分かるよ
は、余白に補記すること。

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
貸借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MKビル	(2 階 2F 号室)
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2	(駐車場No. 一)
構造	RC造	地下 0 階 地上 3 階建
面積	79.14 ㎡	(一坪)
	79.14 ㎡	(一坪)
	79.14 ㎡	(一坪)
合計	79.14 ㎡	(一坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	100,000円
礼金	円	100,000円
敷金	円	100,000円
その他	円	円
合計額	100,000円	無

※前掲の賃料は消費税別で、消費税等は別途支払われる場合、賃料はそのほかは五箇年以内の期間に支払われるものとする。

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間

2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的

事務所

(6) 管理会社

管理者	住所	TEL
	氏名	

(7) 特約事項

原契約の特約事項遵守の事。
 1. 退去時のルームクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、室内操作はテナント本人負担にて原状回復すること。
 2. (1) (5) (6) に変更した事項の外は更新前の契約条件と同一とする。
 3. 契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新賃金の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

契約年月日 2018年 5月 10日

項目を執理職の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。お郵送物に於いて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を目的に行う為に、ご利用させていただきます。③賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合があります。ご了承下さい。

住所	〒 []
氏名	[]
現住所	〒 330-9301 埼玉県浦和市高砂3-15-1 埼玉県議会議事堂
フリガナ	埼玉県議 議事堂
氏名	塩野 正行 TEL 048-265-5780 続柄 ()
現住所	〒 333-0849 埼玉県川口市南前川2-21-10
フリガナ	塩野 正行
氏名	塩野 正行 TEL 048-265-5780 続柄 ()
勤務先名称/住所	[]
現住所	[]
フリガナ	[]
氏名	[]
勤務先名称/住所	[]

担当店 蕨店
埼玉県蕨市緑越1丁目1-6みくにビル1F
TEL: 048-432-1982 FAX: 049-430-
店長 三浦 一将
宅地建物取引士
登録番号 []
氏名 []

株式会社 ミニニ 山田 茂樹
代表取締役

整理番号 2-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

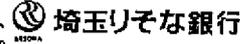
支出年月日	令和3年3月29日	支出額	6,720円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	駐車場代(4月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

領収書等貼付欄

- ①令和3年3月29日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(4月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰ってください。



取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████	██████ ***
取扱店	お取引日	時刻
36607	03-03-29	14:13
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		印紙税
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

※ 領収書
※ 領収書
(別紙)

電信
すること。

お振込明細またはご案内

お受取人 ████████ 様

登録番号 0002

コウメイトウケソキ"タ"ツ シオノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 300054

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、①年月日 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(駐車場No)

2-2 鶴野正行

駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南荊川二六十五

車種プレートナンバー 乗用車 名称 () 内 号
賃料 壹ヶ月 金 拾 万円 也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和二年十二月一日より令和三年十月末日迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金——金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさないこと。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共同何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各言通を所持する

令和二年十二月二十日

貸主(甲) 住所

氏名



借主(乙) 住所

氏名

川口市南荊川二六十五
鶴野正行

仲介人 住所

氏名

取引主任者 住所

氏名
登録番号



印

印